

正しい記帳をしていますか？

売上に関する帳簿作成・保存していない事業者の方は・・・



加算税が重くなります！

令和5年分より帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、

☆売上に関する帳簿を保存していなかったこと

☆帳簿の売上についての記載が不十分であったこと

が税務調査において把握された場合には、通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が**最大10%加重**されることになりました。

詳しくは国税庁ホームページ「[帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関するQ & A](#)」（←クリックするとご覧になれます）をご覧ください！